

コミュニティ・スクールQ & A (R4. 2)



Q. 1そもそも、なぜコミュニティ・スクールが必要とされるのですか？



A.

①子供達を取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化、多様化しており、教育改革や地方創生の観点からも地域の連携・協働がますます重要視されています。

②子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。そのために、公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供達を育む「**地域とともにある学校**」への転換が求められています。

③コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」に有効なツールされ、平成27年12月の国の中央教育審議会においても、すべての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべきと答申が出されました。また、令和3年度には国によるコミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議が開催され、一層の推進が提言されると見込まれています。

④新学習指導要領にも、「**社会に開かれた教育課程**」が重要なポイントだと示されました。「生きて働く知識・技能の習得」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」の実現に向けて、教育の現場でもコミュニティ・スクールが必要とされてきています。

※学習指導要領・・・全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程(カリキュラム)の基準です。およそ10年に1度、改訂しています。

Q. 2すでに地域連携がうまく行われていますが、学校運営協議会は必要ですか？

A. これまでとの大きな違いは、地域住民等が教育の当事者として学校運営に関わるということです。

学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を行います。このことを通して、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、地域住民は教育の「当事者」として学校運営や子どもたちの教育活動に積極的に参画することができます。また、社会総がかりで教育の実現を図るうえで、学校は地域と共に発展していくことが重要です。学校運営協議会制度は法律に基づく制度なので、学校と地域の連携・協働体制が組織

的・継続的に確立され、学校支援活動にとどまらず、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組を進めることができます。

Q3. 学校運営協議会委員を選出するときのポイントは？

A. 年齢や性別を問わず幅広い層が集まることを目指しています。地元の子供たちの成長を見守りたい、学校を応援したい、積極的に学校運営に関ってみようと思っただけの方は貴重な人材です。



実質的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定するためには複数の委員が必要であり、学校(校長)とともに行動できる委員を選定することが重要です。委員には、保護者や地域住民の他、学校や地域の実情に応じて、学識経験者、学校支援ボランティア関係者、地域の人々と広いネットワークをもつコーディネーターとしての役割を果たす方、学校長等が考えられます。

Q4. 教職員の任用に関する意見を出されると、教職員人事に混乱が生じるのではないですか？

A. 教職員の任用に関する意見は、教育委員会が制定する規則で定められるものに限られます。八頭町の場合、「対象学校の職員の採用その他の任用に関して、個人を特定した意見ではなく、協議会の趣旨を踏まえた建設的な意見に限る」としています。

対象となる職員は校長、教頭、教諭、養護教諭、学校事務職員など、すべての職員が含まれます。また、「採用その他の任用」とは、採用、転任、承認に関する事項で有り、分限処分、懲戒処分などについては意見の対象となりません。

多くの設置校では、「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員の配置」など、校長の学校経営・ビジョンを後押しする意見が述べられています。また、学校運営協議会は合議制の機関なので、個人としての意見がそのまま出されるわけではありません。任命権者(都道府県・政令市)の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。さらに、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。

Q5. 学校運営協議会を設置することで、教職員の負担が増えませんか？

A. 設置前後は、学校運営協議会に関する事務等が確かに増えることもありますが、効率的な会議と運営を各学校で試行錯誤していきます。



学校運営協議会での協議を踏まえ、学校・家庭・地域が適切な役割分担をすることにより、全体として教職員の負担が減少したという学校もあります。関係者のどこかに偏った負担では継続性に支障が出るため、そういった部分も積極的に協議をしていくことが期待されます。さらに、教職員が地域の様々なネットワークとつながり、顔が見える関

係になることで、学校の現状や運営方針について理解が深まるなどの効果も見込まれます。

Q6. 学校評議員制度と何が違いますか？

A. 下記の表にまとめた通りです。

八頭町内の学校では各校4～5名程度の学校評議員をお願いしており、必要に応じて学校運営に関する意見を言っていたっていました。学校運営協議会制度が始まれば、学校評議員の委嘱はなくなります。

学校運営協議会委員に求められるのは、校長の求めに応じた第三者的な立場からの個人の意見ではなく、学校と対等な立場からの主体性をもった発言と、個人ではなく組織として意見を取りまとめていく関り方です。

	学校評議員 	学校運営協議会委員 
活動内容	保護者や地域の方々が 校長からの求めに応じて 、学校運営に関する 意見を言うことができます 。	保護者や地域の方々が基本方針の承認や、学校運営に関する意見等を言い、 学校運営に参画 します。 学校とは対等の関係 なので、学校も含めて全員で「一緒にやりましょう」と進めて行きます。
身分	八頭町の小中学校管理規則で定められた 委員 です。校長の推薦を受けて教育委員会が委嘱します。	地方公務員法に定められた 特別職の地方公務員 です。教育委員会の責任において任命されますが、学校長が意見を申し出ることができます。
組織的な活動	個人 からの意見を求めるので、組織的な活動は想定していません。	協議会として 組織的に活動 を行います。
連携・協働性	第3者的な立場 での関わりです。	学校の運営に携わる者として 主体的 に関わっていきます。

Q7. 地域学校協働活動はこれまでの地域ボランティアの活動と何が違いますか？

A. 活動の内容に違いはありませんが、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方の「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から活動の「総合化・ネットワーク化」を目指します。

現在、学校で行っているボランティア活動や地域の皆さんに協力をしていただいている活動をやめる訳ではありません。徐々に、学校が企画してお願いしていた活動に提案から参画してもらう仕組みや、ボランティア同士や団体が横で繋がるネットワーク(地域学校協働本部)づくりを進めて行きます。

Q8. 地域学校協働活動は具体的にどんな活動をしていますか？

A.活動内容は地域の実情やネットワークの構築具合によって様々変わってきます。学校運営協議会の協議を受けて発案された新しい活動、その学校独自の活動に取り組むことも今後期待されます。

(例)・授業や行事へのボランティアの依頼や交渉など。

- ・マラソン大会、遠足、校外活動の見守り。
- ・放課後の学習支援教室。
- ・参観日でのお菓子づくり。
- ・地域と児童生徒による大討論会。
- ・子供の安心、安全のためのながら見守り、防災訓練。
- ・中学校の職場体験を受入れてもらう企業の開拓、依頼。
- ・高校入試へ向けた面接体験の面接官。